

消防消第 62 号  
平成 29 年 4 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長  
( 公 印 省 略 )

### 消防学校における実践的訓練施設の整備の推進について

全国の消防本部において、職員の大量退職及びこれに伴う新規採用者の大幅な増加がみられる中で、今後、職員に対する教育訓練がこれまで以上に必要になることを踏まえ、「消防学校における教育訓練に関する検討会報告書（以下「報告書」という。）」（平成 27 年 3 月 25 日公表）において、実践的訓練施設の充実が求められました。

この報告書の提言を受け、消防学校の教育訓練の更なる充実を図る観点から、「消防学校の施設、人員及び運営の基準」（昭和 46 年消防庁告示第 1 号）が改正され、実践的訓練施設が同基準に新たに位置づけられました。

この改正を踏まえ、「消防学校の施設、人員及び運営の基準及び消防学校の教育訓練の基準の一部改正について」（平成 27 年 3 月 31 日付け消防消第 59 号消防庁次長通知）において、実践的訓練施設の計画的整備を推進することとされています。

その後、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨や平成 28 年 4 月の熊本地震等、大規模災害が発生したことから、改めて、大規模災害に対する消防隊員の活動技術の底上げのため、当該施設の整備の推進が必要となっています。

つきましては、貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、当該施設の計画的な整備を推進し、消防防災体制の充実に一層努めていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

### 記

実践的訓練施設のうち、模擬消火訓練装置（Advanced Fire-fighting Training system（以下「AFT」という。）」（※1）、実火災体験型訓練装置（ホットトレーニング）（※2）については、平成 29 年度から防災対策事業債（充当率 75%、交付税措

置率 30%) の対象とし、事業期間は平成 32 年度までとしています。

※1 模擬消火訓練装置 (A F T)

プロパンガスバーナー等によって、火炎を発生させ訓練室内で火災を模擬するとともに、消火作業時の放水をセンサーが感知し、火勢を制御する消火訓練システムであり、燃料供給を調節することにより、火炎高、成長速度、再発生等火炎を自在にコントロールでき、実際の火災に近い環境を再現できる装置をいう。

※2 実火災体験型訓練装置 (ホットトレーニング)

内部の燃焼部分で燃焼用部材 (木材パレット等) を燃焼させ、熱気と煙を発生させることにより、実際の火災と同等の熱環境、濃煙、中性帯等を体験できる装置であり、火災性状を初期から観察し、最盛期になるまでの火災の状況及び熱環境を体験できる装置 (コンテナを訓練用に改装したものが一般的) をいう。

**【事務担当】**

消防庁消防・救急課 教養係

芥田係長、島田事務官

〒100-8927 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2

電 話 03-5253-7522 (直通)

F A X 03-5253-7532

E-mail shokuin@soumu.go.jp